

## 敦賀美方消防組合防火基準適合表示に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物について行う表示制度に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 建基法 建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。

(表示対象物)

第3条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）をする対象物は、ホテル・旅館等（令別表第1（5）項イ及び同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（5）項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で次の各号に該当するものとする。

- (1) 法第8条の適用を受けるもの
  - (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの（3階以上に令別表第1（5）項イの用途が存するものに限る。）
- 2 表示対象物の対象範囲のうち、複合用途防火対象物の場合は防火対象物全体とし、表示対象物が存する同一敷地内において管理権原者が同一の者である対象物が2以上ある場合は、令第2条の規定により一の防火対象物とみなし全体とする。ただし、令別表第1（5）項イの用途に供する部分以外の部分に、法及び建基法に違反がない場合は、同表第1（5）項イの用途に供する部分及び避難経路に係る部分のみを対象とすることができる。

(表示基準及び審査)

第4条 表示に当たっての点検項目は、別表第1のとおりとする。

2 表示基準の審査については、別に定める判定基準により行うものとする。

(交付申請)

第5条 表示基準適合マーク（以下「表示マーク」という。）の交付申請をしようとするホテル・旅館等の関係者（以下「関係者」という。）は、表示基準適合マーク交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる報告書等のうち、該当するものを添付して行うものとする。

2 表示対象物のうち、次に掲げる防火対象物にあつては、前項に定めるものの他、当該各号に定める報告書を添付しなければならない。

(1) 法第8条の2の2に基づく防火対象物定期点検報告の対象とならない防火対象物 規則第4条の2の4に定める防火対象物点検資格者による点検結果

(2) 建基法第12条に基づく定期調査報告の対象とならない防火対象物 建築士等有資格者による、表示基準に関わる部分（建築構造等・避難施設等）の点検（建基法第12条に基づく定期調査様式）結果

3 第1項に定める申請書類は、当該防火対象物の管轄する消防署長に2部提出しなければならない。

(表示基準適合マークの交付)

第6条 消防署長は、審査の結果、表示基準に適合していると認めた場合様式第2号に定める表示マーク（銀）又は表示マーク（金）及び表示基準適合マーク交付通知書（以下「適合通知書」という。）を交付し表示基準に適合しないと認めた場合は、表示基準不適合通知書を通知するものとする。ただし、表示マークを継続する場合は、適合通知書のみとする。

2 前項の表示マーク（金）は、次に掲げる事項に該当する場合に交付するものとする。

(1) 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ表示基準に適合していると認められる場合

(2) 表示マーク（金）が交付されており、交付日から3年が経過する前に交付申請され、表示基準に適合していると認められる場合  
(表示マークの掲出)

第7条 前条により表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

2 電子データの取扱いについては別に定める。  
(表示マークの有効期間)

第8条 表示マークの有効期間は、交付日から「表示マーク（銀）」は1年間、「表示マーク（金）」は3年間とする。  
(表示マークの返還等)

第9条 関係者は、表示マークの有効期間が満了し、交付（更新）申請を行わない場合、表示マークを返還しなければならない。

2 関係者は、表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合速やかに表示マークを返還し、ホームページ等での電子データの表示マークの使用を中止しなければならない。

(1) 表示基準に適合しないことが明らかになった場合

(2) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、消防機関が行う表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

(3) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

3 表示マークを返還した防火対象物の関係者は、消防署長に再申請を行い消防機関の審査の結果、表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）の交付を受けることができる。

(表示制度対象外施設の取扱い)

第10条 表示対象物とならないホテル・旅館等の関係者は、表示基準適合通知申請書（表示制度対象外施設）（様式第3号）により消防署長に申請を行い審査の結果、表示基準に適合していると認められる場合は、

表示基準適合通知書（表示制度対象外施設）（様式第4号）の交付を受け、当該通知書が3年間継続して交付され、かつ表示基準に適合していると認められる場合は、有効期間を3年とすることができる。

2 前項による申請、交付及び返還等の手続きについては、第5条、第6条及び第9条の規定を準用する。

（表示マーク交付等の情報提供）

第11条 第6条及び第10条の規定により表示マーク又は表示基準適合通知書（表示制度対象外施設）の交付を受けた関係者は、当該防火対象物名等について敦賀美方消防組合ホームページへの掲載を求めることができる。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

なお、施行日から平成26年8月1日の間における表示マークの交付については、適合通知書のみとし平成26年8月1日以降に表示マークを交付するものとする。